

物品購入におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要領

(平成18年4月1日決裁)

改正 平成24年3月30日決裁
令和7年3月31日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、金沢市が物品購入の契約を行う場合において、オープンカウンター方式（物品購入に当たり、一定の要件を付して見積参加者を募り、契約者を決定する方式をいう。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 オープンカウンター方式による見積合せの実施の対象は、物件の内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事務用品のうち、予定価格が10万円を超えるもの
 - (2) OA機器のうち、予定価格が10万円を超えるもの
 - (3) その他オープンカウンター方式による見積合せを実施することが有利になるもの
- 2 前号の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、オープンカウンター方式による見積合せの対象としない。
- (1) 緊急を要するとき。
 - (2) 競争に加わるべき者の数が、オープンカウンター方式による見積合せに付する必要がないと認められる程度に少數であるとき。

(参加者の資格)

第3条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条の規定に基づく入札参加資格を有し、対象物件と同じ営業種目で登録があること。
- (3) 主たる事務所の所在地が金沢市内であること。
- (4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 税の未納がないこと。

(対象物件の公表)

第4条 オープンカウンター方式による見積合せについては、物件名、仕様書、見本等の閲覧場所、見積書提出期限等を監理課内における掲示及びインターネットホームページへの掲載により公表する。

(結果の公表)

第5条 オープンカウンター方式による見積合せの結果については、当該契約の相手方の決定後速やかに監理課内における掲示及びインターネットホームページへの掲載により閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

附 則（平成 24 年 3 月 30 日決裁）

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 31 日決裁）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。